

事務連絡
令和4年10月5日

各地方整備局 路政課長 殿
北海道開発局 建設行政課課長補佐 殿
沖縄総合事務局 建設行政課長 殿
(独)日本高速道路保有・債務返済機構
総務部管理課長 殿

国土交通省 道路局
路政課道路利用調整室 企画専門官

「第19回 再エネ関連規制等要望」への対応について

内閣府規制改革・行政改革担当大臣直轄チームは、令和2年度の臨時国会の所信表明演説にて宣言された、2050年カーボンニュートラル社会の実現に向け、関連府省庁にまたがる再生可能エネルギーに係る規制等を総点検することとしているところ、関係事業者より「再エネ関連規制等要望」を受け、要望についての関係省庁の回答を踏まえ規制等の総点検のための検討材料としているところである。

今般、「第19回再エネ関連規制等要望」において、国土交通省に対し、再生可能エネルギー発電事業にかかる「送電線等の道路占用許可の運用改善」について、別添のとおり要望がなされた。

要望内容に記載の事実関係は明らかではないが、一般的に占用の許可等の手続に際して道路占用にかかる許可の判断に必要な範囲を著しく超えた過度な資料の提出を求めることや、他の占用申請者との不公平な取扱いを行うことは、妥当ではない。

については、占用の許可等の手続に当たっては、上記の趣旨を踏まえ適正な運用を行われたい。

第 19 回再エネ関連規制等要望(抜粋)

(提案事項)

送電線等の道路占用許可の運用改善

(提案の具体的内容)

道路法第 33 条第 1 項で規定されている道路の占用の許可基準について、地域・担当者（道路管理者）によって、運用が大きく異なっており、再エネ設備の設置にあたり障害となっている。

- ① 申請時に無余地性の証明について、過度な要求をされることがある。道路占用許可の運用に関して、申請者に過度な無余地性の証明を求める等の不適切な運用について、国道、都道府県道、市町村道それぞれの道路管理者に対して通達を発出する等により改善を図っていただきたい。
- ② また、道路占用許可にあたって、道路法上は再エネ事業者についても、発電事業者であれば送配電事業者と同様に取り扱われるはずだが、道路管理者によっては扱いが異なるケースがある。差別的な扱いをしないよう、国道、都道府県道、市町村道それぞれの道路管理者に対して通達を発出する等により、指導していただきたい。

(提案理由)

再エネ設備の送電線等の道路占用許可にあたって、申請を受け付ける担当者により運用が大きく異なることが、再エネ設備の設置を妨げている。

例えば、無余地であるか、申請者が全て確認してから申請をさせられるケースがある。この際、地権者や農業委員会との協議記録の提出を求められるケースもある。申請時に無余地性の証明について過度な要求をされることにより、道路占用許可の取得において不必要な時間と手間がかかっているため、是正を図っていただきたい。

加えて、例えば一般送配電事業者と同等の保守体制を構築できるか、事業終了まで責任を持って対応できるか確証が持てないため県道の使用が認められない等、一般送配電事業者と異なる扱いを受けることがあるため、こちらについても是正を図っていただきたい。

(所管省庁)

国土交通省

以下略